

貯法 室温保存、密閉容器

## 動物用医薬品

## チアンフェニコール系合成抗菌剤

劇薬 要指示医薬品 指定医薬品 使用基準

承認指令書番号	6動薬第2626号
販売開始	2009年12月

## フロルフェニコール0.5%散「KS」

## 【本質の説明又は製造方法】

本剤は、合成抗菌物質であるフロルフェニコールを有効成分とする飼料添加剤です。

フロルフェニコールは、アクチノバシラス・ブルロニューモニエに対して抗菌力を示します。

## 【成分及び分量】

本品 1g 中

有効成分	含量
フロルフェニコール	5mg

## 【効能又は効果】

有効菌種 アクチノバシラス・ブルロニューモニエ

適応症 豚：胸膜肺炎

## 【用法及び用量】

飼料 1t 当たりフロルフェニコールとして下記の量を均一に混じて経口投与する。

豚：20～40g（本品として4～8kg）

又は、1日体重1kg当たりフロルフェニコールとして下記の量を飼料に均一に混じて経口投与する。

豚：1～2mg（本品として0.2～0.4g）

## 【使用上の注意】

(基本的事項)

## 1. 守らなければならないこと

(一般的注意)

- ・本剤は、要指示医薬品であるので獣医師等の処方箋・指示により使用すること。
- ・本剤は、効能・効果において定められた適応症の治療にのみ使用すること。
- ・本剤は飼料に添加し、豚のみに投与するように製剤化されているので、他の動物には使用しないこと。
- ・本剤は、定められた用法・用量を厳守すること。
- ・本剤の使用に当たっては、適応症の治療に必要な最小限の期間の投与に止めることとし、週余にわたる連続投与は行わないこと。
- ・本剤は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：本剤は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物（豚）について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

豚：食用に供するためにと殺する前3日間

(使用者に対する注意)

- ・飼料等に混合する際は、マスク等を着用し、粉じん等を吸い込まないように注意すること。
- ・作業時には、保護メガネ、マスク、手袋等の防護具を着用し、皮膚に付着しないよう、眼、鼻、口等に入らないよう注意すること。

(取扱い及び廃棄のための注意)

- ・使用期限が過ぎたものは使用しないこと。
- ・小児の手の届かないところに保管すること。
- ・本剤の保管は直射日光、高温及び多湿を避けること。
- ・誤用を避け、品質を保持するため、他の容器に入れかえないこと。
- ・使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い適切に処分すること。
- ・本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないよう注意し、地方公共団体条例等に従い適切に処分すること。

## 2. 使用に際して気を付けること

(使用者に対する注意)

- ・本剤が誤って使用者の眼、鼻、口等に入ったときは、直ちに水で洗浄やうがい等を行い、医師の診察を受けること。
- ・本剤を使用した後あるいは皮膚に付着したときは石けん等でよく洗い、水で充分うがいをすること。

(豚に関する注意)

- ・副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

(取扱い上の注意)

- ・開封後は、速やかに使用すること。

(専門的事項)

重要な基本的注意

- ・本剤の使用に当たっては、耐性菌の発現等を防ぐため、原則として感受性を確認し、適応症の治療に必要な最小限の投与に止めること。

【薬理学的情報等】

(薬物動態)

- ・豚にフロルフェニコールとして2mg/kgを単回経口投与した場合、最大血中濃度到達時間 ( $t_{max}$ ) は1～2時間、最大血中濃度 ( $C_{max}$ ) は1.47 $\mu$ g/mL、血中濃度-時間曲線下面積 ( $AUC_{10}$ ) は7.45 $\mu$ g $\cdot$ hr/mLであった。

(薬効薬理)

- ・フロルフェニコールの効果は一部の菌種を除いて静菌的であり、細菌のリボソーム 50S サブユニットに作用してペプチド転移酵素反応を阻止し、細菌のたん白合成を阻害する。

【包装】

20kg

【製品情報お問い合わせ先】

共立製薬株式会社 学術  
〒102-0073  
東京都千代田区九段北一丁目11番5号  
TEL 03-3264-7559

製造販売業者

 共立製薬株式会社  
東京都千代田区九段南 1-6-5

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所 (<https://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>) にも報告をお願いします。